

# 令和5年度

## 中山間地域等直接支払交付金

### 1 制度の概要

- (1) 制度の趣旨
- (2) 制度導入の経過
- (3) 制度の留意点
- (4) 対象地域・対象農用地
- (5) 対象者
- (6) 対象行為
- (7) 交付単価
- (8) 事業費の負担割合

### 2 実施状況の概要

- (1) 集落名
- (2) 集落協定参加者数
- (3) 交付対象農用地面積及び交付額
- (4) 交付金の使用方法(主な共同取組活動内容)

# 1 制度の概要

## (1) 制度の趣旨

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方公共団体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施されている。

集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度である。

## (2) 制度導入の経過

平成10年9月	食料・農業・農村基本問題調査会答申（直接支払導入の提言）
平成10年12月	農政改革大綱（直接支払制度枠組提示）
平成11年1月	中山間地域等直接支払制度検討会設置（制度検討期間1月～8月）
平成11年7月	食料・農業・農村基本法公布・施行（多面的機能確保のための施策を講ずる規定）
平成11年8月	中山間地域等直接支払制度検討会
平成12年3月	食料・農業・農村基本計画閣議決定
平成12年3月	中山間地域等総合対策検討会設置（年間2～3回検討会を開催）
平成12年4月	中山間地域等直接支払交付金実施要領の制定（制度発足）
平成16年3月	中山間地域等総合対策検討会（制度検討期間3月～8月）
平成16年8月	中山間地域等総合対策検討会報告（制度検証・課題整理）
平成17年4月	中山間地域等直接支払交付金実施要領等一部改正（制度の一部見直し）
平成22～26年4月	中山間地域等直接支払交付金実施要領等一部改正（制度の一部見直し）
平成26年6月	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行（恒久的な制度へ）
平成27～31年3月	中山間地域等直接支払交付金実施要領等一部改正（制度の一部見直し）
平成29年3月	中山間地域等直接支払交付金実施要領等一部改正（制度の一部見直し）
令和2年～5年4月	中山間地域等直接支払交付金実施要領等一部改正（制度の一部見直し）

### (3) 制度の留意点

本交付金について広く国民の理解を得るとともに明確な基準の下で透明性を確保する。

耕作放棄地の発生を防止するため、国と地方公共団体が密接に連携し、実施する。

中立的な第3者機関を設置し、実行状況の点検、政策評価、基準の見直しを実施する。

### (4) 対象地域・対象農用地

	一般基準
対象地域	自然的・経済的・社会的条件が不利な地域振興5法の指定地域
	・特定農山村法
	・山村振興法 <u>※別海町は昭和48年総理府告示第8号により指定</u>
	・過疎地域自立促進特別措置法
	・半島振興法
	・離島振興法
対象農用地	・急傾斜農用地（田1/20以上、畑等では15度以上）
	・少区画、不正形の田
	・緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑等では8度以上15度未満）
	・高齢化率が40%以上であり、かつ耕作放棄率が基準以上である集落に存する農地
	・積算気温が著しく低く（5/15～10/5までの積算気温が2,300度未満）草地比率が70%以上の草地比率の高い草地 <u>※別海町が該当</u>

### (5) 対象者

集落協定に基づき、5年間継続して農業生産活動などを行う農業者等とする。

- ・農業者（農業所得が札幌市の勤労者一人当たりの平均所得（5,266,480円）を超える者は除く）
- ・第3セクター
- ・生産組織
- ・特定農業法人
- ・農業協同組合

## (6) 対象行為

対象農用地において、次に例示する農業生産活動等を行う農業者等の間で集落協定を締結する。

分 類		具体的に取り組む行為
(必須事項) 農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動による耕作放棄の防止 荒廃農地の復旧や畜産的利用 高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定 法面保護・改修 鳥獣被害の防止 林地化等
	水路・農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修（泥上げ、草刈等）
(選択的必須事項) 多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施 農用地と一体となった周辺林地の管理等
	保健休養機能を高める取組	景観作物の作付 <b>※別海町が選択</b> 市民農園・体験農園の設置 棚田のオーナー制度 グリーンツーリズム
	自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護（ビオトープの確保） 鳥類の餌場の確保 組放的畜産 環境保全に資する活動

## (7) 交付単価

一農業者当たりの受給額の上限は500万円（第3セクター・生産組織等には適用しない。）

農用地10a当たりの交付単価については下記のとおりである。

地 目	区 分	交 付 単 価	備 考
田	急傾斜	21,000円	
	緩傾斜	8,000円	
畑	急傾斜	11,500円	
	緩傾斜	3,500円	
草地	急傾斜	10,500円	
	緩傾斜	3,000円	
	草地比率の高い草地	1,500円	<b>※別海町が該当</b>
採草放牧地	急傾斜	1,000円	
	緩傾斜	300円	

## (8) 事業費の負担割合

	国 費	都道府県費	市町村費	備 考
指定地域	2分の1	4分の1	4分の1	<b>※別海町が該当</b>
特認地域	3分の1	3分の1	3分の1	

## 2 実施状況の概要

### (1) 集落名

別海町集落は、令和5年度現在でべつかいサブ集落、中春別サブ集落、西春別サブ集落、上春別サブ集落、計根別サブ集落で構成されており、平成12年度から本事業に取り組んでいる。

### (2) 集落協定参加者数

(単位：人)

協定参加者総数				備考
	うち農業者	うち生産組織	うち農業生産法人	
613	468	11	134	

### (3) 交付対象農用地面積及び交付額

(単位：㎡・円)

対象農用地面積	交付額			備考
		うち共同取組活動分	うち個人配分分	
483,375,011	725,062,516	363,332,652	361,729,864	

### (4) 交付金の使用方法（主な共同取組活動内容）

(単位：円)

取組活動名	執行額	活動内容・実績等
酪農研修施設運営費助成事業	45,000,000	酪農研修牧場運営費助成事業 未来牧場酪農研修センター運営費助成事業
新規就農者定着支援事業	7,590,000	新規就農者助成
エゾシカ有害駆除事業	10,038,450	春駆除1,295頭 秋駆除1,191頭 冬駆除囲い罠設置
河川流域環境保全対策事業	2,035,543	殺鼠剤散布5.66ha 植林助成0.2ha
河川環境整備事業	1,980,000	1箇所
家畜自衛防疫組合運営費助成事業	32,250,000	家畜自衛防疫組合運営費助成
乳用牛群総合改良推進事業	10,800,000	J A管轄内乳検組合助成
牛乳・乳製品消費拡大事業	10,675,411	イベント等乳製品提供 製品開発・消費拡大等